

令和8年4月から自転車利用者に

青切符

制度が導入されます！



令和8年4月1日

ぼくは
マモルシー

自転車に乗る時は
ヘルメットを
被っているよ
もう痛いイヤな
んだ

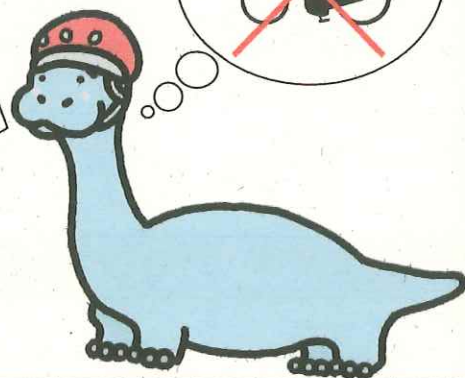


そうそう、
今日から自転車に
青切符が
導入されるの、
みんな知ってる？

①

知ってる！
知ってる！

取締りが怖くて
自転車はもう運転
できないよ…



②

③

安心してください！
取締りの対象に変わりは
ありません！
取締りの対象はあくまで
悪質・危険な違反ですよ！



④

警察官は、これまでどおり
悪質・危険な違反を取締ります。
悪質・危険な違反については、
裏面でご確認を！

ルールを守って安全に
自転車に乗ろうね



令和8年4月1日から、16歳以上の方が行った検挙の対象となる悪質・危険な交通違反の一部に反則切符（青切符）が適用されます。

自転車に乗るときは
ヘルメットを被ろうね



山形県警察自転車ヘルメット
着用推進キャラクター
マモルシー カブルシー

“自転車を安全・安心に
利用するために”

自転車ルールブックはこちらから→



山形県警察HP



警察庁HP

山形県警察

悪質・危険な違反とは？

① 違反自体が悪質・危険なもの（一例）

飲酒運転



あおり運転



遮断踏切立入り



自転車制動装置不良



ブレーキなし

ながらスマホ



② 違反態様が悪質・危険なもの（一例）



信号無視で交差点に
進入し車両に急ブレーキ
をかけさせたとき

※ 実際に事故の危険が生じている



傘を差しながら
一時不停止をしたとき

※ 片手運転となり、とっさの危険回避が困難



警察官による指導警告
に従わず、違反を継続
したとき

※ 指導警告では改善させることが困難



警察官の姿を認めながら、
指導警告のいとまもなく
信号無視をしたとき

※ 指導警告しても効果が期待できない

自転車運転者講習

「危険行為（交通違反）」を
3年以内に2回以上繰り返すと

「自転車運転者講習」

（対象年齢：14歳以上、講習時間：3時間、講習費用：6,150円）

の対象となります。

※受講命令を受けてから、
3ヶ月以内に講習を受講しなかった場合、
5万円以下の罰金となります。

自転車安全利用五則

～自転車のルールを守ろう～

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、
安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

